

霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル判定基準

平成 31 年 3 月 13 日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫または発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口中心から 2.5km を超え大きな噴石飛散 ・火碎流、溶岩流が居住地域に切迫または到達 	
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の拡大傾向 ➢火口中心から 2.5km 付近に大きな噴石飛散 ➢居住地域近くまで火碎流、溶岩流が到達 ・山体内で規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する。
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の拡大傾向 ➢噴出物に新鮮なマグマ物質が多く含まれる ➢二酸化硫黄放出量の急激な増加 ・大きな火山性微動（レベル 2 の基準よりも規模大あるいは継続時間が長い） ・火山性地震の急増（レベル 2 の基準よりも回数多） ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル 2 よりも規模大を示す地殻変動） ・火山性地震の増加及び地殻変動を伴った場合に高千穂河原観測点の空振計で 60Pa 以上を観測 	当該レベル引き上げの各判定基準を下回った場合、活動状況に応じて速やかに警戒範囲を火口中心から 2 km に縮小する。 その後、約 1 ヶ月間、各種観測データに低下傾向がみられればレベル引き下げを検討する。 いずれの場合も必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえて判断する。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口直下を震源とする火山性地震の増加 ➢50 回以上/任意の 24 時間 ・火山性微動の増加または規模増大 ➢最大振幅（高千穂峰 2 上下動）$250 \mu\text{m}/\text{s}$ 以上 ➢最大振幅（高千穂峰 2 上下動）$50 \mu\text{m}/\text{s}$ 以上かつ 継続時間 10 分以上 ➢継続時間の積算 20 分以上/3 日 <p>上記の基準には達しない程度の地震や微動が発生または山麓付近で地震が多発し、かつ火口内及び火口周辺で以下のいずれかの現象があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴気活動の高まり ・熱活動の高まり ・二酸化硫黄放出量の増加 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動（傾斜計、GNSS、干渉 SAR 解析） 	当該レベルの現象が概ね 1 ヶ月みられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、レベル引き下げを判断する。また、地殻変動を伴わない火山性地震や火山性微動の短期間の増加のみでレベルを引き上げた場合は、活動状況を監視した上でレベル引き下げを判断する。 ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に引き下げた後に、地震回数等が増加傾向に転じた場合は、左記の基準に達していないてもレベル 2 へ戻す。
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口中心から 1 km 以内に大きな噴石飛散 ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火 <p>・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。</p> <p>・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。</p> <p>・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。</p>	